

28 荒福高第 1 2 2 6 号
平成 2 8 年 7 月 1 2 日
(公 印 省 略)

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第 1 号訪問事業訪問介護事業所
指定第 1 号通所事業通所介護事業所

} 御中

荒川区福祉部高齢者福祉課長

介護予防・日常生活支援総合事業における
月額包括報酬の日割請求にかかる適用について（通知）

日頃より、荒川区の介護保険事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」の I 介護報酬改定関係資料の資料 9 「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」にあるとおり、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中で利用者と契約開始又は契約解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割で請求することとされています。

つきましては、下記のとおり通知しますので、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所及びサービス提供事業所等の間で連携を図り、当該日割請求にかかる適用について遺漏のないようご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日割請求の取扱

(1) 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、「契約日」を起算日に日割計算を行います。この場合、当該契約月にサービス利用が無く、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については日割計算をすることなく、翌月から月額包括報酬を請求してください。

なお、当該契約月にサービス利用がある場合については、契約日を起算日として日割計算により報酬算定を行ってください。

(2) 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、「契約解除日」を起算日に日割計算を行います。この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については報酬を請求することはできません。

なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割計算により報酬算定を行ってください。

2 取扱の適用日について

上記の取扱は、本通知日（平成28年7月12日）から適用します。本通知日以前に請求したもののについて、上記取扱によらず月額包括報酬により算定した場合は、過誤調整をする必要はありません。

【問い合わせ先】

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 介護予防事業係

電話 03-3802-3111（内線2666）